

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）
（案）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、令和 4 年 1 月 24 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた目標とする削減後の汚濁負荷量の総量（以下「削減目標量」という。）を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

令和 6 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度の削減目 標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度の排出量 (実績) (トン/日)
生活排水	1 1	1 2	1 3
産業排水	1 6	1 6	1 6
その他	6	6	5
合計	3 3	3 4	3 4

(注) 1 生活排水とは、日常生活に伴い排出される、し尿や炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

2 産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水をいう。

3 その他とは、生活排水及び産業排水以外に排出されるもので、山林、農地等の土地や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度の削減目 標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度の排出量 (実績) (トン/日)
生活排水	7	7	7
産業排水	3	3	3

その他	19	19	19
合計	29	29	29

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度の削減 目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度の排出量 (実績) (ト/日)
生活排水	0.7	0.7	0.8
産業排水	0.4	0.4	0.5
その他	0.7	0.7	0.6
合計	1.8	1.8	1.9

2 削減目標量の達成のための方途

当県では、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向けて、県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境の確保を目指している。

当県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいくための施策の一つとして水質総量削減に取り組むことにより、削減目標の達成を図り、伊勢湾の水環境改善につなげていくものとする。

(1) 生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備及び高度処理化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道については、流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、その整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりん除去の高度処理の導入について、伊勢湾の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図るものとする。

下水再生水の利用を推進するとともに、合流式下水道については、既存施設を活用した越流水の貯留等により越流水の低減に努めるものとする。

表4 下水道に関する見込み

	令和6年度	(参考) 令和元年度末実績
行政人口(千人)	1,852	1,915
処理人口(千人)	1,268	1,247

(注) 指定地域内各市町村の積上げにより算出。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備を進めるとともに、水洗化の促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、適切に整備するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ 家庭における生活排水対策

家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法第14条の5の規定に基づき、市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の家庭でできる発生源対策についての普及啓発に努めるものとする。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域においては、引き続き市町村が主体となり、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定及び指定地域内事業場に対する対策

指定地域内事業場（指定地域内に立地し、一日当たりの平均排水量が50立方メートル以上のものをいう。以下同じ。）については、汚濁負荷量の削減のために取られた対策の実績やその難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定めるものとし、新・増設の施設については、既存の施設

に比べ、より高度な技術の導入が可能であることから、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

Cc 等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 134 号、令和 3 年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 135 号、平成 28 年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 136 号、平成 28 年一部改正）により定め、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して設定するものとし、国が示した総量削減基本方針（伊勢湾）の趣旨その他伊勢湾における水環境状況などを考慮したうえで、従前の総量規制基準を維持するものとする。

また、指定地域内事業場に対する立入検査、汚濁負荷量調査等を通じて引続き総量規制基準の遵守を指導するとともに、目標の達成に向けて、対象事業場が排出する汚濁負荷の状況等を踏まえて、きめ細やかな指導・助言を行うものとする。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年岐阜県条例第 33 号）及び「岐阜県公害防止条例」（昭和 43 年岐阜県条例第 35 号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査又は水質検査を行い汚濁負荷量の削減についての指導を行うものとする。

また、水質汚濁防止法等法令の排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排水の実態等を考慮し、水質汚濁防止法第 14 条の 4 の事業者の責務規定に基づき、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成 13 年 3 月環境省環境管理局）等により適正な排水処理について指導等を行うとともに、講習会等を通じて、汚濁負荷量の削減につながる取組を普及するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細やかな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、当県は、県土の 80%以上を山林が占めており、森・川・海のつながりや、健全な水循環に果たす森林の働きを意識することも重要である。

ア 山林からの負荷削減対策

山林は、相対的に当県の窒素発生源の多くを占めているが、一方で、山林は、雨水中の窒素分を吸収し、河川への流出を抑制する役割も果たしていることから、

山林の機能を適切に維持・管理することが重要である。

このため、溪間工や山腹工等の実施や間伐等の適切な森林整備を促進し、水源かん養機能や山地災害の防止及び土壌保全機能の維持・向上を図るものとする。

イ 農地からの負荷削減対策

「ぎふクリーン農業推進基本方針」（平成7年3月策定）等に基づき、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、土壌診断等に基づく施肥量の適正化等を推進する。環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生物の生息環境に配慮した農業水路の整備や水田魚道の設置等を推進し、生物による地域的な物質循環の回復につなげるとともに、農業水路の泥上げ等の地域ぐるみでの農地や農業水路等の適切な保全活動を推進するものとする。

ウ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」（昭和49年5月22日策定）等に基づき、家畜排せつ物の適正管理等の指導を行うとともに家畜排せつ物処理施設へのふん尿分離装置の導入等の補完的又は性能向上を目指した整備等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による堆肥の利用を推進するものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 河川・水路における汚濁負荷削減

ア 河川・水路の自然環境に配慮した整備

河川を改修する際には、水辺に生息する動植物への影響に配慮した工法を用いて、自然環境の保全及び回復に努め、生物による自然な浄化機能の回復につなげるものとする。

イ 河川・水路の浄化施設の活用

直接浄化施設による河川及び水路の水質浄化を継続するものとする。

ウ 浄化用水の導入

停滞性の河川水域等へ浄化用水を導入し、河川環境の保全及び河川が本来持っている浄化機能の回復につなげるものとする。

エ 底質汚泥の除去

底質汚泥からの栄養塩類の放出抑制につながるため、副次的な底質汚泥の除去となる河川の土砂除去を行うものとする。

(2) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(3) 普及啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するためには、事業者及び県民の理解と協力が必要であるため、関係市町村と協力し、自治体の広報紙やホームページ等により水質総量削減の主旨及び内容について理解を求めるとともに、協力体制の強化を図るものとする。

また、海のない当県においては、県民の一人ひとりが、森・川・海のつながりを意識するとともに、汚濁負荷量の削減に取り組むことが重要である。

ア 事業者に対する普及啓発

各種団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

イ 県民に対する普及啓発

農地や農業用水等の大切さを学ぶ「ぎふ水土里のプロジェクト」に関連した事業や、水生生物を観察し、河川の水質を調べる「カワゲラウォッチング」、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的とした「森と木と水の環境教育推進事業」、県内小中学生及びその保護者が、森・川・海のつながりや環境問題について理解を深め、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーの実施、多様な主体が持つ環境学習の体験プログラム、教材、人材などの情報をワンストップでアクセスできるポータルサイト等の環境学習を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」(長良川システム)について広く発信することを通じ、水質保全意識の普及啓発に努めるものとする。

また、家庭での生活排水対策を目的とした「ブルーリバー作戦」、各家庭での生活排水対策の実践と地域住民への啓発を行う「清流調査隊」等や、河川清掃等の県民協働による地域活動への参加等、負荷削減の実践に努めるよう啓発を行うものとする。

(4) 調査研究体制の充実

環境保全型農業を推進するため、化学肥料の使用量を減らした栽培技術、肥料や農薬の減量につながる生育が強健で病気に強い品種の育成、及び畜産排せつ物の有効利用技術等の確立を目指すなど、調査研究等の充実に努めるものとする。

(5) 中小企業者等への支援措置等

資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。